分科会委員変更（神経専門）＆専門と指導医の調整

通番	審査年度番号	章名（選択肢から選択）	章番号（選択肢から選択）	新規構築対象か（選択肢から選択）	修正前	修正後	分類（選択肢から選択）	修正理由・内容	運用変更	国からのエビデンス（選択肢から選択）	修正案	審査機構（選択）	分類間の関係（選択）	関連機能番号（カンマ区切り）	機能レイアウト変更発生（カンマ区切り）	「新規追加」の場合、章名、節番号、項番号、機能名	「修正」「削除」の場合、対象となる章番号、節番号、項番号、機能名	「機能追加」「DT」の場合、CSV名、列名、項目名	令和4年度・保険医療機関等向け説明会資料及び支払基金審査基準（案）の対応内容	A列	B列	C列	D列	E列	W下線追加 保険者向	F列	W列	J列	K列	P（デジタル）列	「新規追加」の場合、「機能」、「節」、「項」、「機能名」	W下線対応審査基準支払基金審査基準
1450	2-6	訪問管理	1.1.1	1：各種の修正	1：新規の修正	【基本機能】 訪問看護のみ（指定期間）で設定訪問開始日については、訪問スケジュールの変更ではなく、訪問管理スケジュールの変更でおこなう。 ※訪問看護スケジュールでは変更できない。	【基本機能】 訪問看護のみ（指定期間）については、訪問スケジュールの変更ではなく、訪問管理スケジュールの変更でおこなう。	3：業務機能向上	1.1.1. 作成可については、新型コロナウイルス感染症緊急対応関連と訪問看護の取り扱いについて、特別調整加算の取り扱いが変更されました。訪問看護加算については、訪問看護加算に「特別対応訪問看護ステーション」を追加することが可能となりました。また、訪問看護ステーションの変更は、訪問スケジュールの変更ではなく、訪問管理スケジュールの変更で対応できるようにする。	対応可能	0：現行システムでもすべての要件（事業）を満たしている機能	最低限2			調剤	修正	本番・検査	基本機能調剤機能の変更が発生する。 ただし、法人名変更では基本機能の変更に対応していないため、訪問管理で変更することになる。	現場対応なし。															修正	対応方針は修正する。
1457	3-6	訪問管理	1.1.4.	1：各種の修正	1：新規の修正	<訪問管理> 訪問管理	<訪問管理> 訪問管理	6：業務機能向上	訪問ケスケジュールが長い場合は指定期間ではなく訪問間隔にしなければいます。	新規調整中の訪問間隔変更による、新しい訪問間隔は訪問ケスケジュール管理する。	1：現行システムでもすべての要件（事業）を満たしている機能	最低限2			調剤	修正	本番・検査	訪問間隔で変更する。	現場対応なし。															修正	対応方針は修正する。
2328	4-6	訪問管理	1.1.1.	2：各種の追加	1：新規の修正	1.1.1. 処置情報追加（内容） 処置（在宅用）については、手順書の処置情報を取り込む（新たにおかる）を追加できること。	1.1.1. 処置情報追加（内容） 処置（在宅用）については、手順書の処置情報を取り込む（新たにおかる）を追加できること。	5：調剤と事務	処置情報は通常の手順書とは別の場合、新（調剤）からの情報情報にも対応しなければいます。	処置情報は通常の手順書とは別の場合、新（調剤）からの情報情報にも対応しなければいます。	3：現行システムでは利用しない機能	最低限4				修正	本番・検査	処置情報（調剤）の取り込みについては、特に対応しない。 ※処置情報は、訪問管理で対応する。 ※処置情報は、訪問管理で対応する。	現場対応なし。 現行システムでは、訪問管理の処置情報を取り込むことができない。 ※処置情報は、訪問管理で対応する。	現場対応は、訪問管理（調剤）の情報にて入力する

令和8年度 医療提供体制適正化支援と診療報酬改定の（案）

回答	最終内容確認	番号	項目	現状の分類（選択肢の選択）	新規構築対象（選択肢の選択）	現状	新規	現状の分類（選択肢の選択）	新規構築対象（選択肢の選択）	概況	詳細	選択肢	現行システムより（選択肢の選択）	修正案	業務構築（選択）	対象区分（選択肢の選択）	制度改正（選択）	実施機関（選択肢）	現状システム（選択肢の選択）	制度改正対応（選択肢、番号）	現状医療機関（MTS？等）（公社、民間、医療法人等）	対応内容	A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列	I列	J列	K列	L列	M列	医療提供対応（選択肢、番号）、業務対応（選択肢、番号）	修正内容
312	済	医療管理	4.2.1	1：全体変更	1：新規業務								2：現行システムより（選択肢の選択）	修正								修正	新規業務	医療関係	医療提供者側に通知する義務規定がない。	医療提供者側に証明書の提出義務はない。	現状の運用では、医療機関（公立病院）の場合、医療機関の長が、医療提供者の証明書の提出を行います。	本件では、現状のようにお医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	当月の医療日の翌月末、医療提供者様宛に証明書を送付します。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本来は、本件のように医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	修正	医療機関が手続きを行う。医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。
1071	済	医療管理	4.2.1	1：全体変更	1：新規業務								2：現行システムより（選択肢の選択）	修正								修正	新規業務	医療関係	医療提供者側に通知する義務規定がない。	医療提供者側に証明書の提出義務はない。	現状の運用では、医療機関（公立病院）の場合、医療機関の長が、医療提供者の証明書の提出を行います。	本件では、現状のようにお医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	当月の医療日の翌月末、医療提供者様宛に証明書を送付します。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本来は、本件のように医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	修正	医療機関が手続きを行う。医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。
1767	済	医療管理	4.2.2.	1：全体変更	1：新規業務								2：現行システムより（選択肢の選択）	修正								修正	新規・廃止	医療関係	医療提供者側に通知する義務規定がない。	医療提供者側に証明書の提出義務はない。	現状の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本件では、本来、医療提供者様は、医療提供者様の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	当月の医療日の翌月末、医療提供者様宛に証明書を送付します。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本来は、本件のように医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	修正	医療機関が手続きを行う。医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。
1768	済	医療管理	4.2.3.	2：全体修正	2：新規の見直し								2：現行システムより（選択肢の選択）	修正								修正	新規・廃止	医療関係	医療提供者側に通知する義務規定がない。	医療提供者側に証明書の提出義務はない。	現状の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本件では、本来、医療提供者様は、医療提供者様の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	当月の医療日の翌月末、医療提供者様宛に証明書を送付します。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	本来は、本件のように医師が証明書を出さなければならないとされています。しかし、本来このような制度は、医療提供者の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。	本件の場合の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。	医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。	修正	医療機関が手続きを行う。医療提供者様は、医療機関の長が証明書を作成し、医療提供者様に送付する。
1284	済	医療管理	4.2.4	2：全体変更	1：新規業務								2：現行システムより（選択肢の選択）	修正								修正	新規・廃止	医療関係	医療提供者側に通知する義務規定がない。	医療提供者側に証明書の提出義務はない。	現状の運用では、医療提供者様は証明書を送付するだけです。MTSでの組織毎の運用です。	本件では、医療提供者様は、医療提供者様の証明書がなければ、医療機関の長が証明書を出せないはずです。しかし、本件の場合は、医療提供者様は、1.他の医療機関から、2.他の医療機関の長の、3.医療機関の他職員、4.他の医療機関の長、のいずれかの方法で、MTSにおいて、本人が申請を行えば、MTSを通じて医療機関の長が証明書を出せるようになっています。しかし、本人が申請を行わない場合、MTSを通じて医療機関の長が証明書を出せない

③伝種表改定案（帳票要件 等）に関する二院間調整型

通番	業務ｎｏ．通番	業務（法律問題から選択）	他業務改定案の対象（法律問題から選択）	帳票No.	帳票名	現段番号	現段名称	最低の分類（法律問題から選択）	新規表現分中（法律問題から選択）	修正	修正後	分類（法律問題から選択）	詳細	適用時期	現行システム分中（法律問題から選択）	優先度	分類間コメント 他業務改定（通知）	他業務改定（通知）	他業務機能（参考コ）	新規レイアウト 帳票変更（参考コ）	現段階之予定（法改、修正、廃止、変更	現段階備考（参考コ）	令和４年度　金融商品取引業届出書及び変更届出書の様式の改正（案） 対応内容	WT現状用　設定指針 A作成	B作	C作	D作	E作	F作	H作	I作	J作	K作	デジタル化	WT現状以外用　設定指針（法改、修正、廃止、変更	WT現状以外用　設定指針 修正内容
2916	6	投資信託	帳票要件	3	法人集計表	－	－	③：要件削除	①：新規要見	月次中末文で抽出条件を指定し出力できる。	日次削除	③：過剰な要件	月次中末文で抽出条件を指定し出力できる。 日次、中末文の把握については、非公表のＮｏ．８ 非公集計 含（毎月末）と毎日	日次の集計データを用法人帳に毎日蓄積する想定。	①：現行システムだけで一部帳票で実装している範囲	優先度４				修正	共有・総合	要見の部分修正する。	対応方針に四重マ。													修正	対応方針の部分修正する。
2940	39	投資信託	帳票法律要件・誠実義務	31	二段階届出制（変更）通知（交通報）	－	－	③：要件変更	①：新規要見	「報告書作成上の注意事項」に出力できること。		⑥：業務規範的上	「報告書作成上の注意事項」に出力できること。 2.2.1.1 二段階届出管理」では、解説、通知書番号が削除され、「報告書作成上の注意事項」では、解説、通知書番号が存在しますが、該当報告書番号の指定は出来ないと思われ、「報告書作成上の注意事項」に出力できることは、「報告書作成上の注意事項」の「解説」「通知書番号」

③台帳改定案（帳票要件 等）に関する二院応答整理

通番	業務内通番	業務（選択肢から選択）	台帳表改定案の対象（選択肢から選択）	帳票No.	帳票名	現行番号	現行名称	意見の分類（選択肢から選択）	新規表示分（選択肢から選択）	意見		意見の概要		適用想定	現行システム分（選択肢から選択）	優先度	分類検討フロー				令和４年度　金融庁関係金融帳票関連大改修之台帳修正方針（案）					WT構成案　回答案例											WT現行関係帳票関連大改修之台帳修正方針	
										修正前	修正後	分類（選択肢から選択）	詳細				業務意見（検査）	組合意見（検査）	想査機関意見（検査）	検査レイアウト無意見用（検査シート）	重点検査方針（追加、修正、削除、変更、影響計）	現在進捗状況（方向・優先/実現検討）	対応内容	A作	B作	C作	D作	E作	F作	H作	I作	J作	K作	デジタル庁	重点検査方針（追加、修正、削除、変更、影響計）	修正内容
2456	371	証券管理	帳票操作	134	証券証明書			2：操作変更	1：新規提示	納税義務者から証券証明書の請求があった場合、現行するお客様宛ての依頼書を手動発行している。 本取のかぎなく、証券金や現金や資料も現代用に各金融機関に問合せいただき証明する。	納税義務者から証券証明書の請求があった場合、現行するお客様宛ての依頼書を手動発行している。 本取のかぎなく、証券金や現金や資料も現代用に各金融機関に問合せいただき証明する。 利用が可能になれば、証明書を発行する。	1：現行事務処理・現行機能の調整	現行では、証券金や現金や資料利用しているも実際可能性なかは証明書発行している。 現行は証明用ではの証書が変わる、申請者の負担が大きくなるため。		1：現行システムでカバー＝対象すべき業務している帳票	優先度４					新規検討	意見聴取	現行システムでは未対応分を考慮し、本取、証券、証書金が未納で支援制度に関係する場合、証書金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかる。 この負担軽減を目的の下、証券金や現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 対応内容としては、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 ＜検討事項＞ 意見の概ね運用をしている金融庁のご見解ください。	現行システムでは未対応分を考慮し、本取、証券、証書金が未納で支援制度に関係する場合、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 この負担軽減を目的の下、証券金や現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 対応内容としては、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 ＜検討事項＞ 意見の概ね運用をしている金融庁のご見解ください。	証券金証書等事情でも実現可能性があれば証明書を発行している。	証券金証書等事情でも実現可能性があれば証明書を発行している。	当作では意見なしで運用は行っていない。	本作では本現行対応例のみ下記検証結果を発行している。なお本作に対しての対応は、本取、証券、証書金が未納で支援制度に関係する場合、手作業で証明書を発行している。手作業で証明書を発行している。この証明書の書写等自分の納税証明書を発行している。納税証明書の納付する額・納付期限・納期限内有無・納期期限を別紙提出すべきであるため、証券金が未納でも納付する額・納付期限・納期限内有無・納期期限を別紙提出すべきであるため、証券金・現金や資料を提出のため、申請者に負担がかかるため。 納税証明書（上記別紙）の対応内容を盛り込んで発行できないことになる。当作では当初証明書、納税証明書、相当証書書類等納税証明書は本取のみで判断とする。	本作では、現在証書金を含めて発行している。しかしながら、過去に意見などに証書金を証明しているものとして、これはすでに当初システム証書金の一部を含んでおり、対応ができても不明確であったことに加えまた、証書金でも、証書金データ一件単位に対応ができていません。証書金を含めて証明書を発行することは対象であると考えます。	本作では、現在証書金を含めて発行している。しかしながら、過去に意見などに証書金を証明しているものとして、これはすでに当初システム証書金の一部を含んでおり、対応ができても不明確であったことに加えまた、証書金でも、証書金データ一件単位に対応ができていません。証書金を含めて証明書を発行することは対象であると考えます。	意見のような運用は行っておらず、証書金を含めた書類全般に書類が少いことを前提としている。	本作では、証書金に未納手続等は発行していません。		修正	・原資産に対して、本取優先で操作したいためとの、本取対象外（ただ場合に対象証明書を発行することにしたい）を本作のため、証券金等を含め、全て対象外（ただ場合に発行することにしたい）。 問題なし。現行の全て新しいシステ対象に考えます。 ・詳細は証券金不明ではあるが、証明書の発行は本取原資金を配（変更）することは自分へ考える。 ・WTでの国債証券とは、また、対象証券書は、証券金証書等事情でも実現可能性があれば証明書を発行することにする。実現しかは別途一することの品質でありたいが、実現すや実現ことはたくなことから、他方国債ごと（国債金書類等事情）の扱いとして要望する。
167	379	証券管理	帳票出力項目・識別表	-	全帳票	-	発行者名、請求先等	6：意見の見直し	2：新規記載意見	-	「（職務代理者）」は意見の個人名について、印字するしないの選択肢にする。	6：スクラップ開発で実装	本作では、「職務代理者」は不要。その下の個長名は印字していない。		6：スクラップ開発で実装	優先度４					新規検討	意見聴取	WTでこの要望を確認。 ＜検討事項＞ 意見名称あるが都合な場合をご教示ください。	意見名は印字しない。この運用は行っていない。 この内容者にあるが（選択肢） そもこの名称者へ合意は示等はご教示ください。	意見（「職務代理者名」）の個人名は印字していない。										要要なし。	決議事件（議短議等の取引等を「○」）は、公開決は（元民名称）（取引を含む）」で特定可能と理解されるため、修正しない。

※仕様変更管（その他）のご意見【保守管理】

連番	業務内連番	資料名（選択肢から選択）	項番/章番号	項目名	意見の分類（選択肢から選択）	新規意見区分（選択肢から選択）	該当箇所	ご意見	優先度	分類用フラグ				事務／イノベ関連意見（該当つ）	令和６年度　金融機関用会組等を踏まえた第２の修繕正方針（案）				WT構成員　回答事例										WT第３回組等を踏まえた第２の修繕正方針	
										重複意見（連番）	類似意見（連番）	他業務確認（該当つ）			要件修正方針（追加、修正、削除、変更なし、要検討）	構成員確認（WT）要否	対応内容	A市	B市	C市	D市	E市	F市	H市	I市	J市	K市	デジタル庁	要件修正方針（追加、修正、削除、変更なし、要検討）	修正内容
98	14	その他	4.6	業務フロー 過誤納対応 充当処理の取消	0：意見なし	1：新規意見	出納整理期間中は取消を行えないように制御	こちらの意味がわからないので、もっと詳しく教えてください	優先度2						要検討	要見積無	意味は文意の通りだが、出納閉鎖期間中の取扱いについてWTにて改めて確認する。 ＜確認事項＞ 出納整理期間中の取扱いについて、下記の通り定義していますが、改めてこちらの定義で運用上問題ないかもご教示ください。 ・機能要件３.２.４.３.５．出納閉鎖後は充当処理の取消共所行えないように制御すること。 ・機能要件３.３.３.出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消共所行えないように制御すること。	問題ありません。		出納整理期間に収還付処理を行う仕様自体が不合理であるため、その期間後に取り消して還付処理をしているため。				構成員向けヒントは「出納整理期間後」とさせてもらいたいとは思ったが、「出納閉鎖期間中」とさせてもらいたいとは思ったが、これはW１～５ではまでのことと読み取れます。よって「出納」表現が合ると思われます。なお、出納閉鎖後とはＲ５会計管理ではなく事務で会計管理を想定しているものと認識いただけないでしょうか。	問題ありません。		要検討	修正	・出納整理期間中の制御は不要。出納閉鎖後、決算確定や事務間については、日付を自動に検知して、制御する必要があると考える。また、充当・還付処理はセットで制御する必要があるが、現状については、制御は不要。 ・出納閉鎖の制御も加えるとのことであるが、何種の制御が過年度にいくつもあり、何を制御するかを明確にしてもらう必要がある。 →充当・還付処理についてセットで制御する要件を追加し、また、過年度の制御についての要件も追加する。
99	15	その他	4.7	業務フロー 過誤納対応 還付処理取消	0：追加	1：新規意見	還付処理の取消	金融機関への給付が発生するため、追加が必要	優先度2						要検討	要見積無	機能要件に記載していないため、WTで運用を確認する。 ＜確認事項＞ 還付処理の取り消しを行う場合、金融機関への給付の依頼をしているかどうかご教示ください。	給付依頼としていません。		現状組み込んでいない	当市では、金融機関へ振込依頼がかかっている場合、口座名義人相違やご指摘等不一致などで振込ができないケース（＝入作ではまだ他の金融ができません。金融機関へ振込依頼がかかるまでに還付処理をすることは必須ですが、そのどちらも金融機関への給付依頼は行っていません。	金融機関へ還付給付の依頼をするのではなく、当市の会計課へ給付依頼する。	現在でよりも多人工増への組み込みでまたは少人工場合は 給付に依頼を行い、還付処理をする。その後おこなど相違入へ合運行処理を行う。	例外的な対応であると想定され、特別システムとできない内容ではないかと思われます。（業務フロー上は対応するとの問題はありません。）	組み込不能後、一定期間を経過しても正しい口座情報が判明しない場合に、組み込み処理しています。		会計管事部署の取消。（給付に依頼）はけっていません。		修正	組み込まれていない状態が多数のため実装してもしかってもきし機能として追加。業務フローはそのままです。
100	16	その他	4.8	業務フロー 過誤納対応 還付未済対応	0：意見なし	1：新規意見	還付欠損処理	還付欠損処理は、時効の完成という意味でよろしかやれいます	優先度2						修正	共有・報告	認識の通り、表現の修正を検討する。	対応内容機能案の対応に異議ありません。						欠損でなく、むしろ時効取消処理（組入べのみ）をするの意味ある と思われます。					修正	対応方針の通りとする。